

<ウェブサイト公開用>

令和元年度第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和2年2月14日（金） 午後4時00分～午後5時30分
場 所	総合庁舎7階会議室
出席者	<p>（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員）</p> <p>井上寿美、勝山真介、中川千恵美、山田祥隆（途中退室）、好川智也、吉田聖子</p> <hr/> <p>（事務局）</p> <p>子どもすこやか部 平田、菊地 子ども子育て室 川西 子ども家庭課 大川、増井 子ども見守り課 薬師川 施設指導課 村田 子ども応援課 藤原 子育て支援課 小泉 保育室 山口 大西</p>
議 題	<p>1. 子ども家庭総合支援拠点について</p> <p>2. 特定随意契約について</p> <p>3. 令和2年度 新規認可施設について</p>
議事内容	<p>（開会）</p> <p>（会長挨拶）</p> <p>【子ども家庭総合支援拠点について】</p> <p>○事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点について説明。 <p>○委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大阪ではいつから機能するのか。 <p>○事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この4月から本庁舎7階に設置する。 <p>○委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設も設置するのか。 <p>○事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設は設置しない。 <p>○委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大阪は市域が広い中で、本庁の7階に来ないと相談ができないのか。各

福祉事務所で巡回等も含めて相談をする考えがあるのか。

○事務局

- ・各福祉事務所にはS Vの機能がなく、相談通告の対応に当たるとき、迅速性に欠ける部分がある。関係機関の対応や、個別ケースの対応であるとか、2～3年の経験年数の職員が多いので、専門的な職員を育成しないといけないというのもある。今まで通り、福祉事務所でも継続的な面接であるとか相談というのは受けていきたいし、保護者が子育て支援センターがいいと思えば、そこを借りて相談等をしていきたい。

○委員

- ・福祉事務所で相談対応をしないことでスピード性に欠ける気がする。もう少しスピードアップになる方策はないのか。

○事務局

- ・スピード感を増すためにこの組織を作っている。まずは、子ども相談課が全ての相談を受けて緊急度を判断する。緊急であれば児相につなぐことになるし、即応できるための組織を作っていく。緊急相談が入ったときに直ぐに動くことが大事かと思っている。地域性というところでは地域支援課がこれまで通りに対応し、介入というところと支援を分けて対応できると思っている。

○委員

- ・子ども見守りセンターには必ず責任者がいるのか。

○事務局

- ・S Vを配置する。指揮命令系統を明確にするのが、今回の改正の1番のポイント。情報の共有や、情報を守っていくというところでも、一元的に管理できると思っている。

○会長

- ・従前の虐待対応は福祉事務所長の元、家児相へという流れだった。全てを本庁に集めて、虐待対応の緊急介入をするのが子ども相談課で、継続支援を地域支援課がする。どちらかというところだと大阪府の児相のタイプである。日本の児童虐待の体制自身が、都道府県管轄の児相と市町村との2重構造になっているので、組織図の流れでいえば、なんとか整理をしようという決

断をしたと思う。

○事務局

- ・重要度が高いケースは府が見守ることになっているが、ネグレクトで改善がしにくいケースは、重度のケースでも市が対応している。全国的には心理的虐待が多いと思うが、東大阪市の場合は50～60%はネグレクトである。ネグレクトをどう支援していくかが課題になっており、48時間以内に現認し、そこに継続支援が入ってくると、どうしても通告対応が先になってしまうので、継続支援が後回しになる。だから、相談課と支援課を分けて、継続的な支援ができるように、チームで継続的な支援をしたい。

○委員

- ・拠点には、保育園・幼稚園・学校を含めて、必要な情報が集まってくるのか。

○事務局

- ・要保護児童については定期的に情報を所属機関からもらっている。東大阪市の場合は、平成18年から月に1回の定期報告を、保育所、幼稚園、学校からもらい、それをアセスメントして、重症度の判断をしている。

○会長

- ・2016年の改正で、家庭養育を丁寧にしていくことを国は打ち出しているが、実際に市町村でどれだけ家庭養育ができていくかというと、子どもの育ちの部分で実親との調整も含み上手くいかない。分離して施設で一生懸命にケアしても、結局、子どもが地域に戻るとか退所した後、トラブルがあって再入所とか、負の循環をどう断ち切っていくかということが自治体に問われている宿題で、総合支援拠点の在り方だと思う。東大阪市の方は、子育てサポーターという利用者支援専門員が、そのまま福祉事務所に残るのか。

○事務局

- ・サポーターも本庁7階に集約する。

○委員

- ・相談に来られる方は問題がない。相談に行けない方をどうやって見つけるかにウェイトを置かないといけない。発見の機能で言うと、待つ支援では

発見ができない。

○事務局

・アウトリーチを重視したい。

○委員

・一元化されるのは良いと思う。まずは家児相の機能が福祉事務所から離脱して本庁に来るといふ。あとは、人員体制を強化して対応を早くできるようにするといふ。実際に、市役所に一般の方からの相談はあるのか。施設側からはあると思うが、一般の方からはあるものか。

○事務局

・9割近くは関係機関からの相談である。福祉事務所には健診があったから来たとか、保健センターからの紹介だとか、数が少ない。あとは、保育所申請のついでに相談を受けたりはある。

○委員

・赤ちゃん訪問とか、保健師が個別訪問している情報との連携が大切である。虐待の通報が直接入ることはないと思うが、あるのか。

○事務局

・拠点では、相談通告窓口を一本化しようと思っている。

○委員

・一般の市民の方から通報が入ってくるということか。

○事務局

・現在も、福祉事務所が通告窓口になっている。

○委員

・自分から困っていると言わない方が多い中で、電話対応は最初のキャッチということで重要だが、24時間対応はどう考えているか。土日も含んで。

○事務局

・子育て相談ダイヤルというのを委託しており、365日受けている。要保護性が高い場合は、委託先から子ども家庭センターを紹介したり、市に連絡をもらい対応しているケースもある。

○委員

・SNSを使って相談を受けることは考えているのか。

○事務局

・検討している。

○委員

・子育て支援のアプリがあるが、そこでは情報は拾えるのか。

○事務局

・双方向ではなく、市の情報をプッシュ型で地域ごとに発信している。

○委員

・地域に合った形だともっと良かったと思う。今は国から降りてきてトップダウンですることになっている。現場が虐待とかを、日々抱えているのに、新しいセンターを作るとなると職員数を増員するという話になってきて、それなら最初から家児相にちゃんと職員を付ければと思う。特に東大阪市は東・中・西とブロックごとに人員を強化していけば、もっと地域に近いところで即応できる可能性があるのに、なぜ国は地域でしていることを無視して、一律、このような形でしなさいと降ろしてくるのか。ただし、こういうシステムを組むというのであれば、各分野の総力を結集して良いものを作っていけばいいという気がする。

・虐待対応専門員が 20 人もいると書いているが、どのような資格とか専門職とか、保育の業界からとか考えてもいいと思うが。

○事務局

・社会福祉士や保健師、保育士や心理士も入っている。

○委員

・心理士も含めて虐待対応専門員になるのか。

○事務局

・虐待対応専門員は名称であり、実際には養育支援などにもかかわる。今まで、福祉事務所に家児相があったというのは長い経過があり、平成 17 年以前なら、それぞれの福祉事務所に 1 人、超ベテランの職員がいて、養育相談が完結していたが、現在のように難しい相談が入ってくると、組織として対応することが必要となった。それで、市として、拠点を作ろうとなっており、市として考えた組織である。

○委員

・1つに集めるのは凄く良いシステムだと思う。ネグレクトというのは相談に自ら来ない人達で、地域からの通報もあるかもしれないが、このシステムは子どもに力があるという見方をしていない。子どもは保護されるべき対象だから皆で見守って皆で通報しましょうとの考え方だ。例えば千葉の一件なんかは、彼女自身が公的機関を頼っていた。相談ダイヤルを設けるのであれば工夫が必要で、掛ける子どもは殆どいないと思う。でも、子どもも掛けてもいいんだよという形で、相談窓口を広報できないか。子ども向けに、しんどいことがあれば電話を掛けてもいいんだよし、誰か助けてほしいという悲鳴のある子どもが掛けることができればいいと思うので、もう少し、子どもの力も信じて、子どもの力も借りて、このシステムを動かさないかと思う。

○会長

・子ども向けにもアピールというか、何か目に触れるものが、ポスターとかWEB上にもあればいい。ちょっとダウンしているお母さんとか、ネグレクトしている本人がなかなかSOSは出しづらいので、その方達にどう届けるかである。こういう体制になって、これから経過を見ていくということで、運用のところはいただいた意見などを担当部署で精査するように。

【特定随意契約について】

○事務局

・特定随意契約について説明。

○委員

・イメージがしにくいですが、我々とか社会福祉施設が、こういう認定を受けた団体から役務の提供を受ける場合、通常であれば一般入札しなければならないものも、随意契約できるということか。

○事務局

・自治体の中の基準であり、自治体が役務や物品を購入する際に、その団体から随意契約ができるという基準である。例えば、障害者団体が制作した物であったり、掃除であるとかを障害者団体と随意契約することがあるので、母子・父子団体でそういうことがあれば東大阪市で随意契約できると

ということになる。なお、法定団体で大阪府の母子寡婦福祉連合会が登録しているが、母子寡婦の就労訓練ということで、講習会の委託をしている。

○委員

- ・この基準を定めたときに、活動する団体の範囲を狭めることにならないか。

○事務局

- ・要綱設置後、団体から準ずる基準への問い合わせはない。まずは、このような制度があることを周知しないといけないのではと思っている。

○会長

- ・実現のための第一歩と考えるか、もう少し現実を考えるべきとか色々と思いはあると思うが、基準を作らないと団体にも声かけできないという主旨での提案です。

【令和2年度 新規認可施設について】

○事務局

- ・令和2年度 新規認可施設について説明。

○委員

- ・1歳児までは入所も決まっていると思うが、状況はどうか。

○事務局

- ・0歳児についてはまだ申し込みを受け付けている段階で、最終的なところはまだ分からないが、年齢で言うと1歳児が厳しい状況になっている。

○委員

- ・待機は予想していたより多いか。

○事務局

- ・昨年よりは減ると思う。

(閉会)